

## 第 15 章 避難のための立ち退き

### 1 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

### 2 立ち退き指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号（第9章第3節）、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

### 3 立ち退き指示の徹底

実施責任者は、テレビ、ラジオ、信号、広報車あるいは広報網、その他の方法により区域居住者に周知徹底を図るものとする。

## 第 16 章 応 急 復 旧

### 1 河川における応急復旧

土木事務所長は、河川において被害（決壊、崩壊、漏水亀裂等）が発生した場合において、応急復旧に特に緊急を要すると認めたときは、速やかに応急措置をとるとともに、その旨を建設交通部長に報告し、事後の措置について指示を受けるものとする。

### 2 道路・橋梁等の応急復旧

土木事務所長は、道路の被害（埋没・亀裂・崩土路肩決壊・全壊・半壊等）及び橋梁に被害（破壊・流出）が発生した場合は、前項の例により措置するものとする。

## 第 17 章 水 防 解 除

### 1 水防管理者

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、所轄土木事務所長及び広域振興局長に報告する。

### 2 土木事務所長

土木事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちに建設交通部河川課・砂防課に報告する。

## 第 18 章 水 防 活 動 報 告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく 107、108 頁の様式『水防 活動実施報告書』により 5 日以内に土木事務所を経由して知事に報告するものとする。  
ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

## 第 19 章 水 防 訓 練

- 1 指定水防管理団体は、水防訓練を毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 その他の水防管理団体の訓練の時期は、前項に準ずる。